

農振農用地証明事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農林政策課及び各区役所の産業振興課（西区役所においては農政商工課、西蒲区役所においては産業観光課。以下「市農林政策課等」という。）において、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項で規定する農用地区域内の土地であることを証明する証明書の交付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 証明書の交付を受けようとする者は、農用地証明申請書（様式第1号）を市農林政策課等に提出するものとする。

(交付)

第3条 市農林政策課等は、前条の規定による申請を受けた時は、書類内容を審査し、証明書を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、交付を決定した時は、証明書（様式第2号）を申請者に交付する。

(証明手数料)

第4条 証明書の交付に際しては、新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）別表のうち（6）の表1の規定に基づき、1通につき手数料600円を徴する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

